

福祉の 資格取得 ガイドブック

■
資格概要

■
資格取得方法

■
受験資格

■
試験内容

■
学校・研修事業者

社会福祉
法人

石川県社会福祉協議会

目 次

＜国 家 資 格＞	介護福祉士	2
	社会福祉士	4
	精神保健福祉士	6
	理学療法士（PT：physical therapist）	7
	作業療法士（OT：occupational therapist）	7
	言語聴覚士（ST：speech-language-hearing therapist）	8
	義肢装具士	8
	視能訓練士	9
	保育士	10
	看護師	12
	管理栄養士	13
	栄養士（免許）	13
＜任 用 資 格＞	社会福祉主事任用資格	14
	児童指導員任用資格	15
＜その他の資格＞	介護支援専門員（ケアマネジャー）	16
	手話通訳士	17
	臨床心理士	17
＜研 修＞	福祉の仕事に関する研修	18

※このガイドブックは、福祉の仕事に関する主な資格を取り上げ、取得方法のほか、石川県内の学校・研修事業者をまとめたものです。

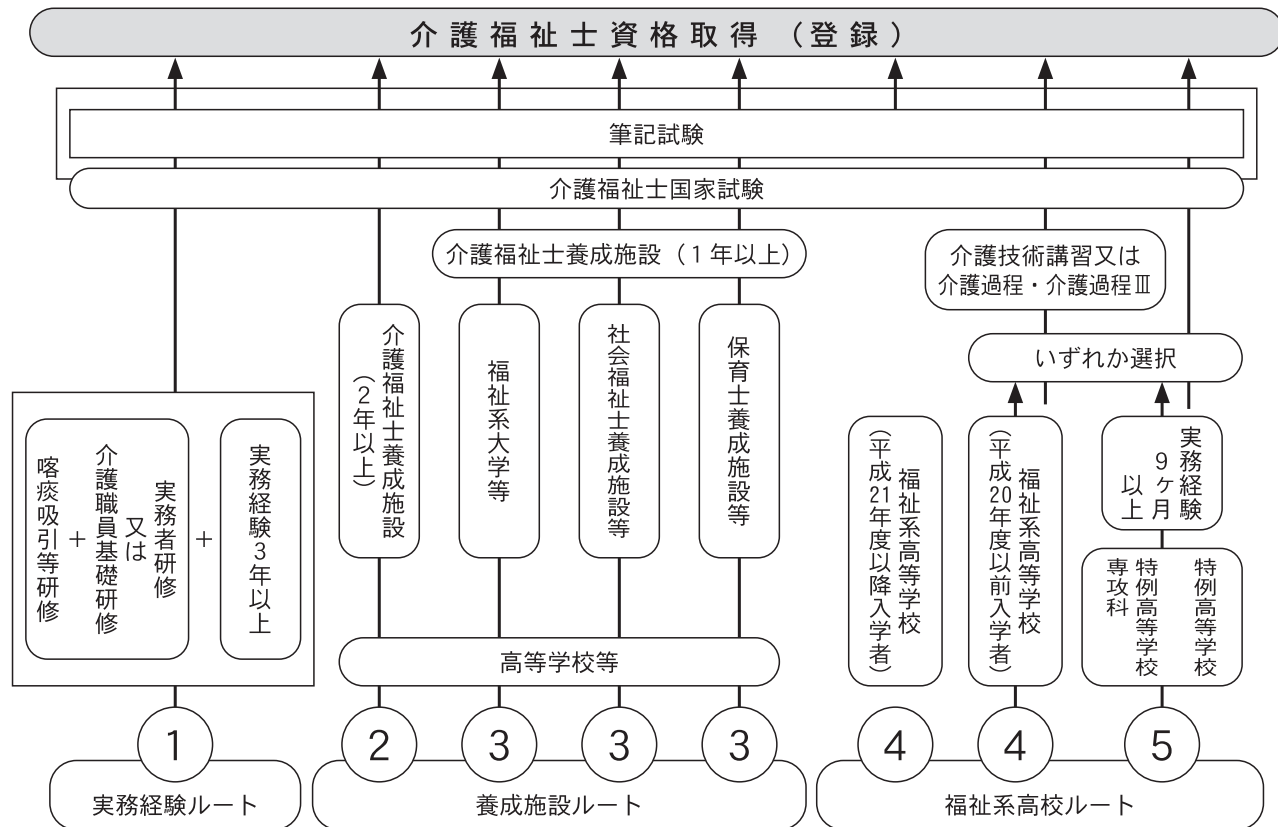
介護福祉士

[こんなところで働きます] 高齢者福祉施設・障害者福祉施設・救護施設などの介護職員、ホームヘルパーなど

資格の種類	試験	受験資格	通信講座
国家資格	あり	あり	なし

介護福祉士の資格は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）による国家資格です。
介護福祉士は、身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むことに支障がある方に対して、専門的知識及び技術をもって心身の状況に応じた介護

（喀痰吸引等を含みます）を行い、またその方及びその介護者に対して介護に関する指導を行います。下図のルート of のいずれかに該当する者が所定の登録を受けることにより、介護福祉士の資格を取得できるものです。



資格取得方法及び受験資格	■実務経験ルート ① 3年以上介護等の業務に従事し、かつ養成施設等における実務者研修を修了または、介護職員基礎研修と喀痰吸引等研修の両方を修了し、国家試験に合格する。 ■養成施設ルート ② 養成施設で、2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得し、国家試験に合格する。 ③ 福祉系大学、社会福祉士養成施設、保育士養成施設等を卒業後、介護福祉士養成施設で、1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得し、国家試験に合格する。介護福祉士養成施設を2017～2026（平成29～令和8）年度までに卒業した者は、卒業後5年の間は国家試験を受験しなくても、または、合格しなくても、介護福祉士になることができる。この間に国家試験に合格するか、卒業後5年間続けて介護等の業務に従事することで、5年経過後も介護福祉士の登録を継続することができる。なお、令和9年度以降に卒業する者からは、国家試験に合格しなければ介護福祉士になることはできない。 ■福祉系高校ルート ④ 福祉系高等学校（専攻科含む）で指定科目を修めて卒業し、国家試験に合格する。（平成21年度以降の入学者と平成20年度以前の入学者では、指定科目が異なる。） ⑤ 特例高等学校（専攻科含む）で指定科目を修めて卒業した後、9ヶ月以上介護等の業務に従事し、国家試験に合格する。なお、入学年度や専攻科かどうかで単位数が異なる。 ※特例高等学校等 35単位履修（平成28～30年度入学者） 34単位履修（平成21～25年度入学者） ※特例高等学校等専攻科 34単位履修（平成28～31年度入学者） 33単位履修（平成21～25年度入学者）
	筆記試験（13科目） ①人間の尊厳と自立、②人間関係とコミュニケーション、③社会の理解、④介護の基本、⑤コミュニケーション技術、⑥生活支援技術、⑦介護過程、⑧こころとからだのしくみ、⑨発達と老化の理解、⑩認知症の理解、⑪障害の理解、⑫医療的ケア、⑬総合問題
	（令和6年度の場合） 筆記試験 令和7年1月26日 申し込み期間／令和6年8月7日～9月6日
	筆記試験 全国35ヵ所（石川県でも受験できます。）
	公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル ☎ 03-3486-7521 ホームページ https://www.sssc.or.jp/

●介護福祉士受験資格における介護等の業務に従事したと認められる職種……チャート①⑤

従業期間及び従事日数について……受験資格となる実務経験3年以上とは、介護等の業務に従事していた時期、現在の職業を問わず、受験資格に該当する施設（事業）及び職種において、現に従事していた期間を通算して計算するものとし、「従業期間」が通算1,095日以上であり、かつ、「うち介護等の業務に従事した日数」が540日以上ある場合と定められています。（国家試験の実施年度の3月31日までに、これらの期間を満たす見込みの者は受験が出来ます。）なお、雇用形態や1日当たりの勤務時間は問いません。

受験資格となる施設・事業	受験資格となる職種	受験資格となる施設・事業	受験資格となる職種
<児童分野> 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 重症心身障害児（者）通園事業 肢体不自由児施設または重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関 児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児入所施設 児童発達支援センター 指定発達支援医療機関	保育士、介助員、看護補助者、看護助手、指導員（児童発達支援・放課後等デイサービス）、児童指導員、障害福祉サービス経験者（児童発達支援・放課後等デイサービス）など入所者の保護に直接従事する職員	指定地域密着型介護老人福祉施設 軽費老人ホーム ケアハウス 有料老人ホーム 指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 指定看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） 指定訪問入浴介護 指定介護予防訪問入浴介護 指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 介護老人保健施設 介護医療院 指定通所リハビリテーション 指定介護予防通所リハビリテーション 指定短期入所療養介護 指定介護予防短期入所療養介護 指定特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 サービス付き高齢者向け住宅	介護職員、介護従事者、介助員、支援員（養護老人ホームのみ）など主たる業務が介護等の業務である者
保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援	訪問支援員	指定訪問介護 指定介護予防訪問介護 第1号訪問事業 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員、ホームヘルパー（サービス提供責任者としての業務を除く）
<障害者分野> 障害者デイサービス事業 短期入所 障害者支援施設 療養介護 生活介護 児童デイサービス 共同生活介護（ケアホーム） 共同生活援助（グループホーム） 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 知的障害者援護施設 身体障害者更生援護施設 福祉ホーム 身体障害者自立支援 日中一時支援 生活サポート 経過的デイサービス事業 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 訪問入浴サービス 地域活動支援センター 精神障害者社会復帰施設 在宅重度障害者通所援護事業 知的障害者通所援護事業	介護職員、介助員（盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業）、寮母、保育士（児童デイサービス）、生活支援員、指導員（児童デイサービス・地域活動支援センター）、精神障害者社会復帰指導員（精神障害者社会復帰施設）、世話人（共同生活介護・共同生活援助）などのうち、主たる業務が介護等の業務である者	指定訪問看護 指定介護予防訪問看護	看護補助者、看護助手など主たる業務が介護等の業務である者
<その他の分野> 救護施設 更生施設		地域福祉センター 隣保館デイサービス事業 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ハンセン病療養所 原子爆弾被爆者養護ホーム 原子爆弾被爆者デイサービス事業 原子爆弾被爆者ショートステイ事業 労災特別介護施設	介護職員、介助員など主たる業務が介護等の業務である者
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 外出介護 移動支援事業	訪問介護員、ホームヘルパー、ガイドヘルパーなど主たる業務が介護等の業務である者（サービス提供責任者としての業務を除く）	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業 家政婦紹介所（個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限り）	原爆被爆者家庭奉仕員 家政婦
<高齢者分野> 老人デイサービスセンター 指定通所介護（指定療養通所介護を含む） 指定地域密着型通所介護 指定介護予防通所介護 第1号通所事業 指定認知症対応型通所介護 指定介護予防認知症対応型通所介護 老人短期入所施設 指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 指定介護老人福祉施設	介護職員、介護従事者、介助員、支援員（養護老人ホームのみ）など主たる業務が介護等の業務である者	訪問看護事業 病院 診療所	看護補助者、看護助手など主たる業務が介護等の業務である者 介護職員、看護補助者、看護助手など主たる業務が介護等の業務である者
		<介護等の便宜を供与する事業> ・地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づく事業 ・介護保険法の基準該当居宅・介護予防サービス（指定事業所は除く） ・障害者総合支援法の基準該当障害福祉サービス（指定事業所は除く） ・非営利法人が実施する介護保険法の指定居宅、第1号訪問事業、第1号通所事業、指定介護予防、指定地域密着型、指定地域密着型介護予防の各サービスまたは障害福祉サービス事業に準ずる事業 ・その他の介護等の便宜を供与する事業（運営主体が法人格を有していること）	介護職員、訪問介護員など主たる業務が介護等の業務である者

●介護福祉士国家試験の受験資格が取得できる大学……チャート②

金城大学〔人間社会科学研究部社会福祉学科生活支援コース 4年〕

〒924-8511 白山市笠間町1200

☎ 076-276-4400

●介護福祉士国家試験の受験資格が取得できる専門学校……チャート②

金沢福祉専門学校〔介護福祉学科 2年〕

〒921-8164 金沢市久安3-430

☎ 076-242-1625

専門学校アリス学園〔介護福祉学科 2年〕

〒921-8176 金沢市門光寺本町8-50

☎ 076-280-1001

●介護福祉士国家試験の受験資格が取得できる福祉系高等学校……チャート④

石川県立田鶴浜高等学校〔健康福祉科 3年〕

〒929-2195 七尾市上野ヶ丘町59

☎ 0767-68-3116

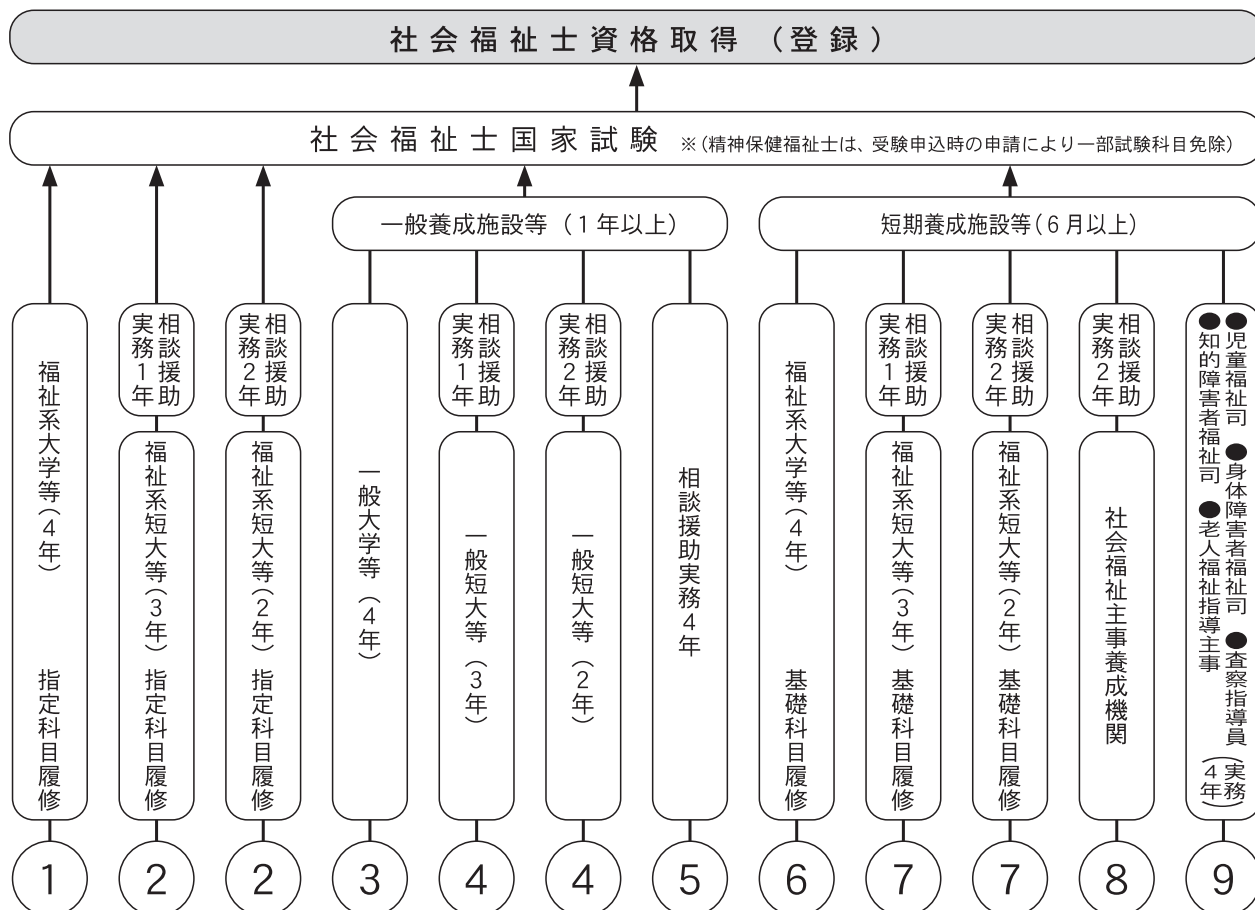
社会福祉士

資格の種類	試験	受験資格	通信講座
国家資格	あり	あり	あり

[こんなところで働きます] 高齢者福祉施設・障害者福祉施設・児童福祉施設・行政の相談所・医療機関などの相談員、社会福祉協議会の福祉活動専門員など

社会福祉士の資格は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）による国家資格です。社会福祉士は、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある方に対して、専門的知識及び技術をもって福祉に関する相談に

応じ、助言、指導、関係者との連絡調整、その他の援助を行います。下図のルート of のいずれかに該当する者が所定の登録を受けることにより、社会福祉士の資格を取得できるものです。



受験資格	①福祉系4年制大学等で指定科目を修めて卒業した者 ②福祉系短期大学・専修学校・各種学校等で指定科目を修めて卒業した者で、相談援助の実務経験を有する者 ③一般大学等を卒業後、一般養成施設等を修了した者 ④一般短期大学等を卒業後、相談援助の実務経験を経て、一般養成施設等を修了した者 ⑤相談援助の実務を4年以上経験し、一般養成施設等を修了した者 ⑥福祉系大学等で基礎科目を修めて卒業した者で、短期養成施設等を修了した者 ⑦福祉系短期大学等で基礎科目を修めて卒業した者で、相談援助の実務を経験し、短期養成施設等を修了した者 ⑧社会福祉主事養成機関を修了した者で、相談援助の実務を2年以上経験し、短期養成施設等を修了した者 ⑨公務員として児童福祉司等の職務に4年以上従事した者で、短期養成施設等を修了した者
試験内容	筆記試験（19科目） ①医学概論、②心理学と心理的支援、③社会学と社会システム、④社会福祉の原理と政策、⑤社会保障、⑥権利擁護を支える法制度、⑦地域福祉と包括的支援体制、⑧障害者福祉、⑨刑事司法と福祉、⑩ソーシャルワークの基盤と専門職、⑪ソーシャルワークの理論と方法、⑫社会福祉調査の基礎、⑬高齢者福祉、⑭児童・家庭福祉、⑮貧困に対する支援、⑯保健医療と福祉、⑰ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）、⑱ソーシャルワークの理論と方法（専門）、⑲福祉サービスの組織と経営 ※精神保健福祉士は、受験申込時の申請により、上記の①～⑫の試験科目（精神保健福祉士との共通科目）について免除されます。
試験日	（令和6年度の場合） 令和7年2月2日 申し込み期間／令和6年9月5日～10月4日
試験会場	全国24ヵ所（石川県でも受験できます。）
問い合わせ	公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル ☎ 03-3486-7521 ホームページ https://www.sssc.or.jp/

●社会福祉士受験資格における相談援助の実務経験として認められる主な職種 …… チャート②④⑤⑦⑧

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
<児童分野> 児童相談所 母子生活支援施設 児童養護施設 障害児入所施設 知的障害児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設 児童心理治療施設 重症心身障害児施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 障害児通所支援事業 障害児相談支援事業 乳児院	児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司・心理判定員、児童指導員、保育士 母子支援員・母子指導員、少年指導員、個別対応職員、自立支援担当職員 児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、里親支援専門相談員、自立支援担当職員 児童指導員、保育士、心理担当職員、児童発達支援管理責任者 児童指導員、保育士 児童指導員、保育士 児童指導員、保育士 児童指導員、保育士 児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員 児童指導員、保育士、心理指導員 児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、自立支援担当職員 相談員 指導員、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、心理担当職員、障害福祉サービス経験者、訪問支援員 相談支援専門員、相談支援員 児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員
<高齢者分野> 指定介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 指定介護療養型医療施設 地域包括支援センター 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人短期入所施設 老人デイサービスセンター 老人介護支援センター 有料老人ホーム	生活相談員、介護支援専門員 支援相談員、相談指導員、介護支援専門員 介護支援専門員 介護支援専門員 包括的支援事業に係る業務を行なう職員 生活相談員 生活相談員 生活相談員、主任生活相談員 相談・指導を行なう職員 生活相談員 生活相談員 相談援助業務を行なっている職員 生活相談員
<障害者分野> 身体障害者更生相談所 身体障害者福祉センター 精神保健福祉センター 知的障害者更生相談所 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム 生活介護を行なう施設 自立訓練を行なう施設 就労移行支援を行なう施設 就労継続支援を行なう施設 療養介護を行なう施設 短期入所を行なう施設 共同生活介護を行なう施設 共同生活援助を行なう施設 相談支援事業を行なう施設 発達障害者支援センター 障害者就業・生活支援センター	身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー 身体障害者に関する相談に応ずる職員 精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー、心理判定員 知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー 生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者 指導員 管理人 生活支援員、サービス管理責任者 生活支援員、サービス管理責任者 生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者、職業指導員 生活支援員、サービス管理責任者、職業指導員 相談援助業務を行なっている職員 相談援助業務を行なっている職員 相談援助業務を行なっている職員 相談援助業務を行なっている職員 相談支援専門員 相談支援を担当する職員、就労支援を担当する職員 主任就業支援担当者、就業支援担当者、主任職場定着支援担当者、生活支援担当職員
<その他の分野> 保健所 病院・診療所 救護施設 更生施設 福祉事務所 都道府県社会福祉協議会日常生活自立支援事業 市町村社会福祉協議会 女性相談支援センター 女性自立支援施設 母子・父子福祉センター 保護観察所	精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー、心理判定員 相談員（医療ソーシャルワーカー等）、退院後生活環境相談員 生活指導員 生活指導員 査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、現業員・ケースワーカー、家庭児童福祉主事、家庭相談員、面接相談員、女性相談支援員、母子・父子自立支援員・母子相談員、就労支援員、被保護者就労支援員 専門員、相談援助業務を行なっている職員 福祉活動専門員、相談援助業務を行なっている職員 相談支援員、心理支援員、女性相談支援員 入所者の自立支援を行う職員 母子及び父子の相談を行なう職員、母子相談員 保護観察官、社会復帰調整官

※上記以外の施設種類において福祉に関する相談援助業務に従事した者も、実務経験を有する者として認められる場合があります。
 詳細は問い合わせ先のホームページをご確認ください。

●社会福祉士国家試験の受験資格が取得できる福祉系大学 …… チャート①

北陸学院大学〔社会学部社会学科 4年〕	〒920-1396 金沢市三小牛町イ11	☎ 076-280-3850
金城大学〔人間社会学部社会福祉学科社会福祉コース・生活支援コース、子ども教育保育学科 4年〕	〒924-8511 白山市笠間町1200	☎ 076-276-4400

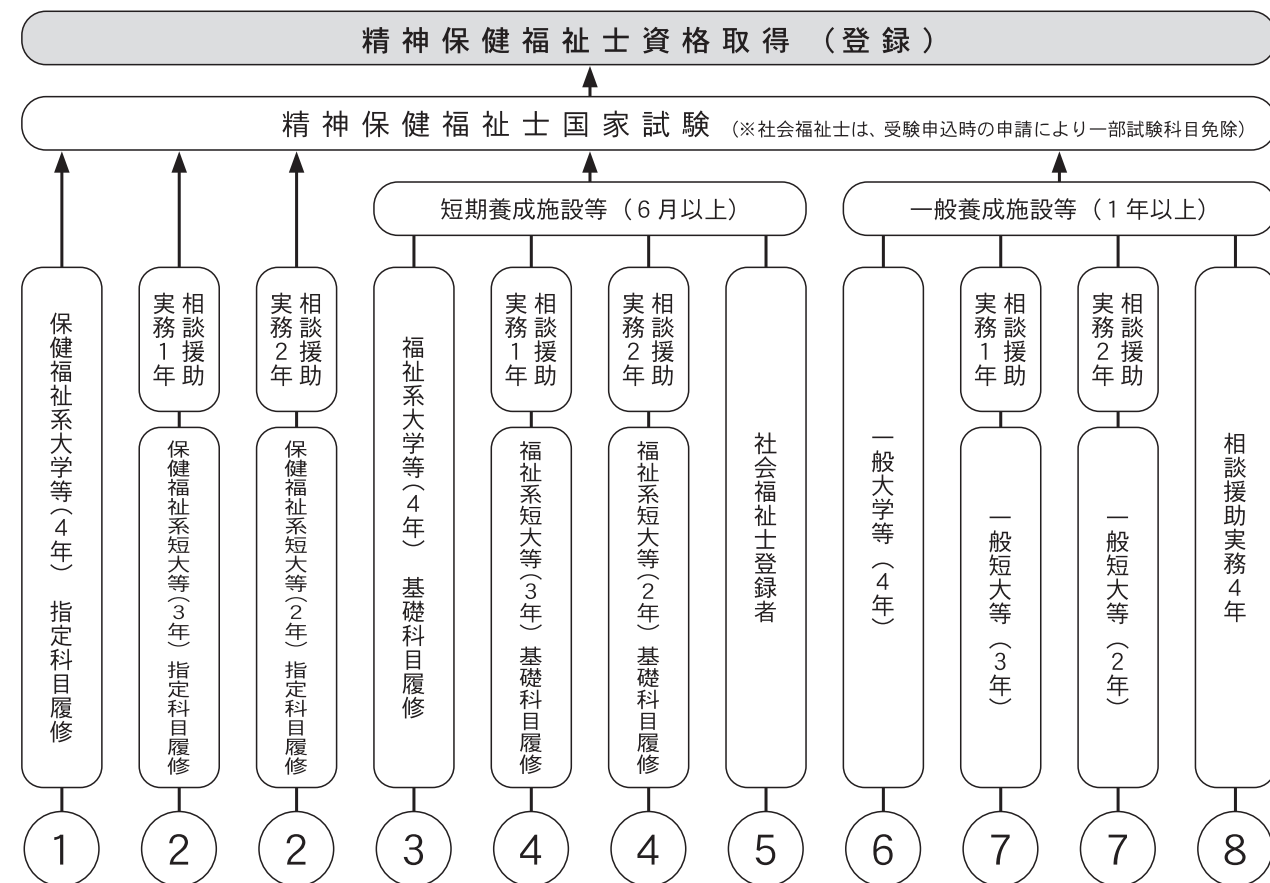
精神保健福祉士

【こんなところで働きます】 障害者福祉施設、精神病院その他の医療施設、保健所などの相談員

精神保健福祉士の資格は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）による国家資格です。

精神保健福祉士は、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受けている方や、精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用してい

る方に対して、専門的知識及び技術をもって社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行います。下図のルート of theいずれかに該当する者が所定の登録を受けることにより、精神保健福祉士の資格を取得できるものです。



受験資格	①保健福祉系4年制大学等で指定科目を修めて卒業した者 ②保健福祉系短期大学・専修学校・各種学校等で指定科目を修めて卒業した者で、精神障害者の社会復帰に関する相談援助の実務経験を有する者 ③福祉系4年制大学等で基礎科目を修めて卒業後、短期養成施設等を修了した者 ④福祉系短期大学等で基礎科目を修めて卒業後、精神障害者の社会復帰に関する相談援助の実務経験を経て、短期養成施設等を修了した者 ⑤社会福祉士登録者であって短期養成施設等を修了した者 ⑥一般大学等を卒業後、一般養成施設等を修了した者 ⑦一般短期大学等を卒業後、精神障害者の社会復帰に関する相談援助の実務経験を経て、一般養成施設等を修了した者 ⑧4年以上の精神障害者の社会復帰に関する相談援助の実務経験を経て、一般養成施設等を修了した者
試験内容	筆記試験（17科目） ①精神医学と精神医療、②現代の精神保健の課題と支援、③精神保健福祉の原理、④ソーシャルワークの理論と方法（専門）、⑤精神障害リハビリテーション論、⑥精神保健福祉制度論、⑦医学概論、⑧心理学と心理的支援、⑨社会学と社会システム、⑩社会福祉の原理と政策、⑪社会保障、⑫権利擁護を支える法制度、⑬地域福祉と包括的支援体制、⑭障害者福祉、⑮刑事司法と福祉、⑯ソーシャルワークの基盤と専門職、⑰ソーシャルワークの理論と方法、⑱社会福祉調査の基礎 ※社会福祉士は、受験申込時の申請により、上記の⑦～⑱の試験科目（社会福祉士との共通科目）について免除されます。
試験日	（令和6年度の場合） 令和7年2月1日～2日 申し込み期間／令和6年9月5日～10月4日
試験会場	全国7ヵ所（北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県）
問い合わせ	公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル ☎ 03-3486-7521 ホームページ https://www.sssc.or.jp/

※令和7年6月現在、石川県内に精神保健福祉士の受験資格が取得できる大学等はありません。公益財団法人 社会福祉振興・試験センターのホームページ等でご確認ください。

理学療法士 (PT:physical therapist)

〔こんなところで働きます〕 障害者福祉施設、高齢者福祉施設、リハビリテーション病院など

理学療法士は医学的リハビリテーションに携わる専門職です。身体に障害を持つ方に対して、医師の指示のもと、運動療法や電気、温熱、マッサージなどによる物理療法などを行って、失われた身体機能を最大限回復させ、

予防と矯正、痛みや運動障害の軽減をはかります。また、住宅改修や福祉用具のアドバイスも理学療法士の仕事です。

受 験 資 格	①文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、3年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得した者 ②外国の理学療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が①に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者 ③法施行の際（昭和40年8月28日）現に文部大臣又は厚生大臣が指定した学校又は施設において、理学療法士となるのに必要な知識及び技能を修業中であって、法施行後に当該学校又は施設を卒業した者
試 験 内 容	筆記試験（一般問題8科目、実地問題5科目） 口述試験及び実技試験（重度視力障害者に対して筆記試験の実地問題に代えて実施する）
試 験 日	（令和6年度の場合） 筆記試験：令和7年2月24日・口述試験及び実技試験：令和7年2月25日 申し込み期間／令和6年12月16日～令和7年1月6日
試 験 会 場	筆記試験：全国8ヵ所（北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、福岡県、沖縄県） 口述試験及び実技試験：東京都
問 い 合 わ せ	理学療法士国家試験運営本部事務所 〒135-0063 東京都江東区有明3-6-11 T F Tビル東館7階 ☎ 03-5579-6903

●理学療法士国家試験の受験資格が取得できる学校

金沢大学〔医薬保健学域保健学類理学療法学専攻 4年〕	〒920-0942 金沢市小立野5-11-80	☎ 076-265-2500
金城大学〔医療健康学部理学療法学科 4年〕	〒924-8511 白山市笠間町1200	☎ 076-276-4400
北陸大学〔医療保健学部理学療法学科 4年〕	〒920-1180 金沢市太陽が丘1-1	☎ 076-229-1161
専門学校金沢リハビリテーションアカデミー〔理学療法学科 3年〕	〒921-8032 金沢市清川町2-10	☎ 076-280-8151
国際医療福祉専門学校七尾校〔理学療法学科 3年〕	〒926-0816 七尾市藤橋町西部1	☎ 0767-54-0177

作業療法士 (OT:occupational therapist)

〔こんなところで働きます〕 障害者福祉施設、高齢者福祉施設、リハビリテーション病院など

作業療法士は理学療法士と同じように、医学的リハビリテーションに携わる専門職です。日常生活の動作や遊び・スポーツ・ゲーム・工作などの作業を通して、日常生活における基本動作や社会への適応能力の回復と維持

をはかります。身体に障害を持つ方だけでなく、精神に障害を持つ方も対象とし、自立をうながす生活環境の整備や社会復帰のための能力開発や心理的援助など、仕事の内容は幅広いものとなっています。

受 験 資 格	①文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、3年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得した者 ②外国の作業療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で作業療法士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が①に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者 ③法施行の際（昭和40年8月28日）現に文部大臣又は厚生大臣が指定した学校又は施設において、作業療法士となるのに必要な知識及び技能を修業中であって、法施行後に当該学校又は施設を卒業した者
試 験 内 容	筆記試験（一般問題8科目、実地問題5科目） 口述試験及び実技試験（重度視力障害者に対して筆記試験の実地問題に代えて実施する）
試 験 日	（令和6年度の場合） 筆記試験：令和7年2月24日・口述試験及び実技試験：令和7年2月25日 申し込み期間／令和6年12月16日～令和7年1月6日
試 験 会 場	筆記試験：全国8ヵ所（北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、福岡県、沖縄県） 口述試験及び実技試験：東京都
問 い 合 わ せ	作業療法士国家試験運営本部事務所 〒135-0063 東京都江東区有明3-6-11 T F Tビル東館7階 ☎ 03-5579-6903

●作業療法士国家試験の受験資格が取得できる学校

金沢大学〔医薬保健学域保健学類作業療法学専攻 4年〕	〒920-0942 金沢市小立野5-11-80	☎ 076-265-2500
金城大学〔医療健康学部作業療法学科 4年〕	〒924-8511 白山市笠間町1200	☎ 076-276-4400
専門学校金沢リハビリテーションアカデミー〔作業療法学科 3年〕	〒921-8032 金沢市清川町2-10	☎ 076-280-8151

言語聴覚士 (ST:speech-language-hearing therapist)

資格の種類	試 験	受験資格	通信講座
国家資格	あ り	あ り	な し

[こんなところで働きます] 病院やリハビリテーションセンターなどの医療施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、保健所、養護学校などの教育分野

言語聴覚士は、機能麻痺による言語障害や、難聴・失音・言語発達遅滞・音声障害など、言語に問題を抱える方に専門的サービスを提供し、言語障害からくるコミュニケーション障害を軽減していく専門職です。言語の障害の原因には、精神的・環境的なものもあるため、幅広い知識とアプローチ法を身につけることも必要です。

主 な 資格取得方法	文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所（大学・短大・専門学校等）で、規定年数※の養成課程を修めた後、国家試験に合格することが必要です。 ※学校又は言語聴覚士養成所の規定年数について ①高卒者：3年以上 ②大卒者：2年以上 ③大学・高等専門学校等で1年以上（高等専門学校は4年以上）修学し指定科目を修めた者：2年以上 ④大学・高等専門学校等で2年以上（高等専門学校は5年以上）修学し指定科目を修めた者：1年以上
試 験 内 容	筆記試験（12科目）
試 験 日	（令和6年度の場合） 令和7年2月15日 申し込み期間／令和6年11月18日～12月6日
試 験 会 場	全国6ヵ所（北海道、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県）
問 い 合 わ せ	公益財団法人 医療研修推進財団 〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11 西新橋光和ビル7階 ☎ 03-3501-6515 ホームページ https://pmet.or.jp/ ----- 一般社団法人 日本言語聴覚士協会 〒162-0814 東京都新宿区新小川町6-29 アクロポリス東京9階 ホームページ https://www.japanslht.or.jp/

※令和5年6月現在、石川県内に言語聴覚士養成所はありません。一般社団法人 日本言語聴覚士協会のホームページ等でご確認下さい。

義肢装具士

資格の種類	試 験	受験資格	通信講座
国家資格	あ り	あ り	な し

[こんなところで働きます] 義肢装具の製作会社、病院やリハビリテーションセンターなどの医療施設など

義肢装具士は、事故や怪我などで手足を失った方に、義肢や装具など機能の代替となるものや治療のための機器を製作する専門職です。福祉・医療に関する知識だけでなく、製図やデザインなどの知識も求められます。

主 な 資格取得方法	文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所（大学、専門学校等）で、規定年数※の養成課程を修めた後、国家試験に合格することが必要です。 ※学校又は義肢装具士養成所の規定年数について ①高卒者：3年以上 ②大学・高等専門学校等で、1年以上（高等専門学校は4年以上）修学し指定科目を修めた者：2年以上 ③職業能力開発促進法の規定に基づく義肢及び装具の製作に係る技能検定合格者：1年以上
試 験 内 容	筆記試験（6科目）
試 験 日	（令和6年度の場合） 令和7年2月21日 申し込み期間／令和7年1月6日～1月20日
試 験 会 場	東京都
問 い 合 わ せ	公益財団法人 テクノエイド協会 〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階 ☎ 03-3266-6884 ホームページ https://www.techno-aids.or.jp/ ----- 公益社団法人 日本義肢装具士協会 〒113-0033 東京都文京区本郷5-32-7 義肢会館202 ☎ 03-5842-5457 ホームページ https://www.japo.jp/

※令和7年6月現在、石川県内に義肢装具士養成所はありません。公益財団法人 テクノエイド協会のホームページ等でご確認下さい。

視能訓練士

資格の種類	試 験	受験資格	通信講座
国家資格	あ り	あ り	な し

.....
 [こんなところで働きます] 病院やリハビリテーションセンターなどの医療施設など

視能訓練士は、眼科一般検査や弱視・斜視など目の機能に障害のある方の機能の回復を目的とした視機能検査や矯正訓練を行う専門職です。医師の診断や治療の基礎となるデータを提供するとともに、医師と相談の上でプログラムを作成し、矯正訓練を実施します。

主 な 資格取得方法	文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した視能訓練士養成所（大学、専門学校等）で、規定年数※の養成課程を修めた後、国家試験に合格することが必要です。 ※学校又は視能訓練士養成所の規定年数について ①高卒者：3年以上 ②大学・短大・看護師や保育士の養成機関で、2年以上修学し指定科目を修めた者：1年以上
試 験 内 容	筆記試験（5科目）
試 験 日	（令和6年度の場合） 令和7年2月20日 申し込み期間／令和6年12月16日～令和7年1月6日
試 験 会 場	東京都、大阪府
問 い 合 せ	視能訓練士国家試験運営本部事務所 〒135-0063 東京都江東区有明3-6-11 T F Tビル東館7階 ☎ 03-5579-6903 公益社団法人 日本視能訓練士協会 〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-8-5 新神田ビル2階 ホームページ https://www.jaco.or.jp/

※令和7年6月現在、石川県内に視能訓練士養成所はありません。公益社団法人 日本視能訓練士協会のホームページ等でご確認下さい。

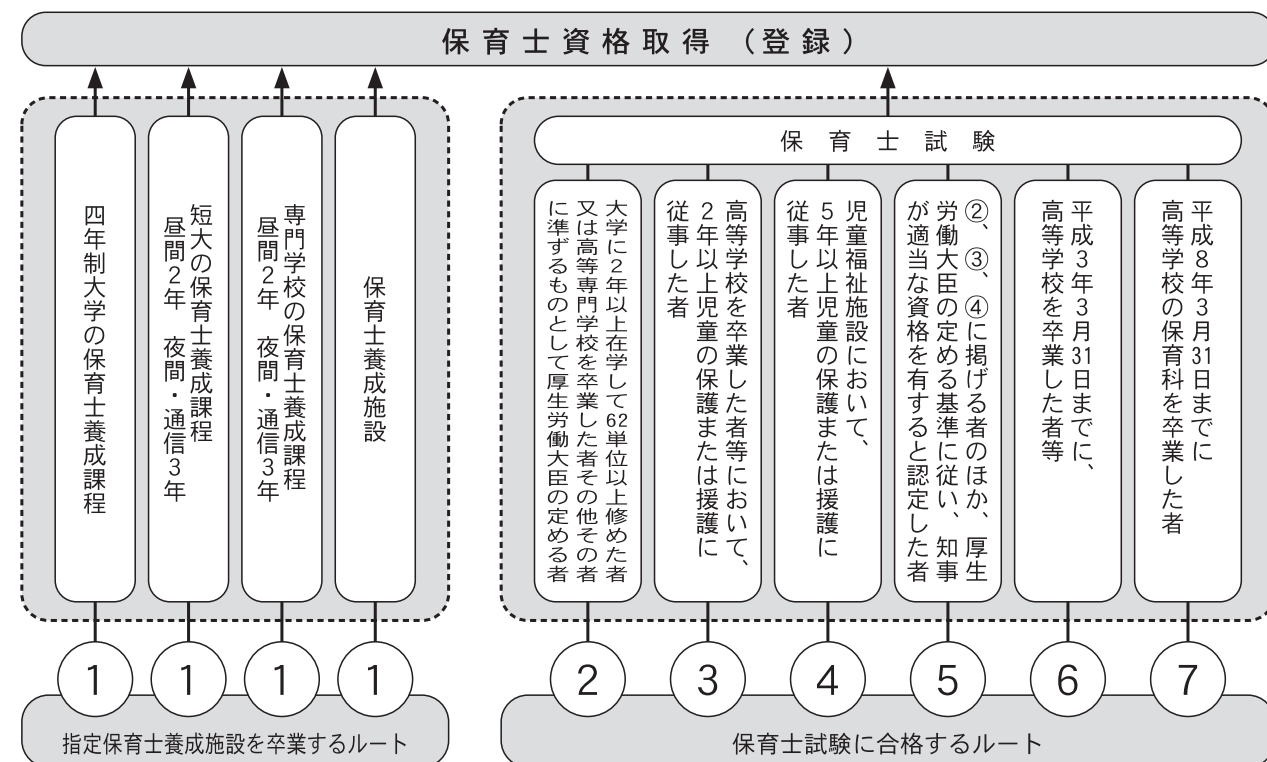
保育士

資格の種類	試 験	受験資格	通信講座
国家資格	あり/なし	あ り	あ り

【こんなところで働きます】 児童福祉施設（保育所、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、児童自立支援施設など）など

保育士は保育所のほか、児童福祉施設で乳児から18歳までの児童の保育に従事するために必要な資格です。保育士の仕事はそれぞれの施設によって異なりますが、子どもたちと直接かかわりながら、食事や排せつ、衣服の着脱などの生活習慣を身につけさせるとともに、遊びや

学習指導を通して社会への適応をうながし、健全な心身の育成を援助します。平成13年11月30日に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成15年11月29日から施行されました。この法律の施行により、保育士の法定化が図られました。



資格取得方法 受 験 資 格	■指定保育士養成施設を卒業するルート ①都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他施設（「指定保育士養成施設」）を卒業した者 ■保育士試験に合格するルート 受験資格 ②大学に2年以上在学して62単位以上修めた者又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣の定める者 ③高等学校を卒業した者等において、2年以上児童の保護または援護に従事した者 ④児童福祉施設において、5年以上児童の保護または援護に従事した者 ⑤上記②、③、④に掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当な資格を有すると認定した者 ⑥平成3年3月31日までに、高等学校を卒業した者等 ⑦平成8年3月31日までに、高等学校の保育科を卒業した者
試 験 内 容	筆記試験 ①保育原理、②教育原理及び社会的養護、③子ども家庭福祉、④社会福祉、⑤保育の心理学、⑥子どもの保健、⑦子どもの食と栄養、⑧保育実習理論 実技試験 ①音楽に関する技術、②造形に関する技術、③言語に関する技術のうちから2分野選択 受験科目の一部免除 ・指定保育士養成施設において指定科目を履修し卒業した者、又は前年及び前々年に行われた保育士試験において一部科目に合格した者については、当該科目の受験を免除する。（通常3年間の合格科目の有効期間を児童福祉施設等における実務経験により、最長5年まで延長できる制度や、幼稚園教諭免許所有者の免除科目あり） ※免除科目の詳細は下記へお問い合わせください。
試 験 日 試 験 会 場	（令和7年度の場合） 【1回目】 筆記試験 令和7年4月19日～20日 北陸大学 太陽が丘キャンパス（金沢市） 申し込み期間／令和7年1月9日～1月29日 実技試験 令和7年6月29日（試験会場未定） 【2回目】 筆記試験 令和7年10月18日～19日（試験会場未定） 申し込み期間／保育士試験事務センターホームページでご確認ください。 実技試験 令和7年12月7日（試験会場未定） ※幼稚園教諭免許状を有する者で、保育士資格取得特例等の対象となる者は、上記の申込期間に加え、以下の期間においても申し込みできます。 令和7年4月14日～4月24日、令和7年10月中旬～10月下旬
問 い 合 わ せ	石川県健康福祉部少子化対策監室幼児教育・保育人材グループ 〒920-8580 金沢市鞍月1-1 ☎076-225-1497 ホームページ https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ 一般社団法人全国保育士養成協議会 〒171-8536 東京都豊島区高田3-19-10 保育士試験事務センター ☎0120-4194-82 ホームページ https://www.hoyokyo.or.jp/

●保育士資格が取得できる学校 …… チャート①

北陸学院大学〔教育学部幼児教育学科 4年〕	〒920-1396	金沢市三小牛町イ11	☎ 076-280-3850
金沢星稜大学〔人間科学部こども学科 4年〕	〒920-8620	金沢市御所町丑10-1	☎ 076-253-3924
金城大学〔人間社会科学部子ども教育保育学科 4年〕	〒924-8511	白山市笠間町1200	☎ 076-276-4400
金城大学短期大学部〔幼児教育学科 2年〕	〒924-8511	白山市笠間町1200	☎ 076-276-4411
金沢学院大学〔教育学部教育学科 4年〕	〒920-1392	金沢市末町10	☎ 076-229-8817
金沢学院短期大学〔幼児教育学科 2年〕	〒920-1392	金沢市末町10	☎ 076-229-8817
石川県立保育専門学園〔保育学科 2年〕	〒921-8041	金沢市泉1-3-63	☎ 076-242-5185

看護師

資格の種類	試 験	受験資格	通信講座
国家資格	あ り	あ り	な し

〔こんなところで働きます〕 高齢者福祉施設、障害者福祉施設、訪問看護ステーション、病院、診療所、保健所、学校など

看護師は、病院や診療所などで医師の指示のもとに診療を補助し、患者に対する看護、投薬などを行う国家資格の専門職です。福祉分野における看護師の職場は、施設と在宅（訪問看護）に分けられ、入所者や利用者の病

院への付き添い、衛生・健康管理などを行います。なお、准看護師も医師等の指示のもと診療の補助や療養上の世話をすることができますが、都道府県知事による免許となります。

受 験 資 格	①文部科学大臣の指定した大学において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者 ②文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者 ③都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者 ④免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で、指定学校等において2年以上修業した者 ⑤外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が①から③に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者 ⑥保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（昭和26年法律第147号）附則第8項に規定する者
試 験 内 容	筆記試験（11科目）
試 験 日	（令和6年度の場合） 令和7年2月16日 申し込み期間／令和6年11月8日～11月29日
試 験 会 場	全国12カ所（石川県でも受験できます。）
問 い 合 わ せ	看護師国家試験運営本部事務所 〒135-0063 東京都江東区有明3-6-11 T F Tビル東館7階 ☎ 03-5579-6903

●看護師国家試験の受験資格が取得できる学校

金沢大学〔医薬保健学域保健学類看護学専攻 4年〕	〒920-0942	金沢市小立野5-11-80	☎ 076-265-2500
金城大学〔看護学部看護学科 4年〕	〒924-0865	白山市倉光1-250	☎ 076-276-6630
公立小松大学〔保健医療学部看護学科 4年〕	〒923-0961	小松市向本折町へ14-1	☎ 0761-41-6800
金沢医科大学〔看護学部 4年〕	〒920-0293	河北郡内灘町大学1-1	☎ 076-286-2211
石川県立看護大学〔看護学部看護学科 4年〕	〒929-1210	かほく市学園台1-1	☎ 076-281-8300
石川県立総合看護専門学校〔第二看護学科 昼間定時制4年〕	〒920-8201	金沢市鞍月東2-1	☎ 076-238-5877
金沢医療センター附属金沢看護学校〔3年〕	〒920-8650	金沢市下石引町1-1	☎ 076-262-4189
金沢医療技術専門学校〔看護学科 3年〕	〒920-0849	金沢市堀川新町7-1	☎ 076-263-1515
金沢看護専門学校〔看護学科 3年〕	〒920-0811	金沢市小坂町北62-1	☎ 076-251-9558
七尾看護専門学校〔看護学科 3年〕	〒926-0854	七尾市なぎの浦156	☎ 0767-52-9988
加賀看護学校〔看護学科 3年〕	〒922-0057	加賀市大聖寺八間道12-1	☎ 0761-72-2428
石川県立田鶴浜高等学校〔衛生看護科 5年〕	〒929-2195	七尾市上野ヶ丘町59	☎ 0767-68-3116

●准看護師から看護師国家試験の受験資格が取得できる学校

石川県立総合看護専門学校〔第三看護学科 昼間定時制3年〕	〒920-8201	金沢市鞍月東2-1	☎ 076-238-5877
------------------------------	-----------	-----------	----------------

●准看護師試験の受験資格が取得できる学校

石川県立総合看護専門学校〔准看護学科 2年〕	〒920-8201	金沢市鞍月東2-1	☎ 076-238-5877
小松市医師会附属小松准看護学院〔2年〕	〒923-0918	小松市京町81-2	☎ 0761-22-2671

管理栄養士

資格の種類	試 験	受験資格	通信講座
国家資格	あ り	あ り	な し

〔こんなところで働きます〕 社会福祉施設、病院、学校、行政機関、保健所、給食センター、食品メーカーなど

管理栄養士は、栄養バランスのとれた献立を作成し、食事管理や栄養指導を通して、健康保持・増進・疾病の予防などを進める専門職です。

行った場合、介護報酬や障害福祉サービス報酬が加算されるため、管理栄養士の資格が求められることがあります。

特定の社会福祉施設では栄養管理などを管理栄養士が

主 な 資格取得方法	栄養士養成施設を卒業して栄養士免許を受けた後、厚生労働省令で定める施設において規定年数※ の栄養指導に従事した後、国家試験に合格することが必要です。 ※国家試験を受けるために必要な栄養指導の既定年数について ①2年制の栄養士養成施設を卒業した者：3年以上 ②3年制の栄養士養成施設を卒業した者：2年以上 ③4年制の栄養士養成施設を卒業した者：1年以上 ④4年制の管理栄養士養成施設を卒業し、栄養士の免許を受けた者：実務経験不要
試 験 内 容	筆記試験（9科目）
試 験 日	（令和6年度の場合） 令和7年3月2日 申し込み期間／令和6年11月18日～12月6日
試 験 会 場	全国9ヵ所（北海道、宮城県、埼玉県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県、沖縄県）
問 い 合 わ せ	管理栄養士国家試験運営本部事務所 〒135-0063 東京都江東区有明3-6-11 T F Tビル東館7階 ☎ 03-5579-6903 公益社団法人 日本栄養士会 〒105-0004 東京都港区新橋5-13-5 新橋 M C Vビル6階 ☎ 03-5425-6555 ホームページ https://www.dietitian.or.jp/

●管理栄養士国家試験の受験資格が取得できる学校

金沢学院大学〔栄養学部栄養学科 4年〕
北陸学院大学〔健康科学部栄養学科 4年〕

〒920-1392 金沢市末町10 ☎ 076-229-8833
〒920-1346 金沢市三小牛町イ11 ☎ 076-280-3850

栄養士

資格の種類	試 験	受験資格	通信講座
免 許	な し	あ り	な し

〔こんなところで働きます〕 社会福祉施設、病院、学校、行政機関、保健所、給食センター、食品メーカーなど

栄養士は、栄養バランスのとれた献立の作成や調理方法の改善、栄養指導や給食の運営などを行う専門職です。社会福祉施設では、献立の作成、食材の発注、調理員に

対する栄養指導、給食施設の衛生管理を行います。また、利用者に応じ、個別に献立作成や栄養指導などの対応も行います。

主 な 資格取得方法	高校卒業後、栄養士養成施設（大学・短大・専門学校）で、2年以上の教育課程を修めた後に、都道府県知事より免許が与えられます。
------------	---

●栄養士免許が取得できる学校

金沢学院短期大学〔食物栄養学科 2年〕

〒920-1392 金沢市末町10 ☎ 076-229-8833

社会福祉主事任用資格

資格の種類	試 験	受験資格	通信講座
任用資格	な し	—	あ り

〔こんなところで働きます〕 福祉事務所のケースワーカー、社会福祉施設の相談員、社会福祉協議会の福祉活動専門員など

社会福祉主事は、地域で福祉サービスを必要としている方の相談にのり、生活保護の適用や福祉施設の入所手続きなど、ひとりひとりの実情にあった福祉サービスを通して、利用者の自立した生活を援助する仕事に携わります。社会福祉主事任用資格は本来、都道府県、市などの福祉事務所に社会福祉主事として任用される者に要求される資格（任用資格）です。下表の3つの資格取得の方法のうち①厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業して社会福祉主事になった

者を通称「3科目主事」と称しています。3科目主事については、資質向上のため認定講習会において社会福祉専門科目を履修させるなど、その研修訓練が行われています。また、社会福祉主事任用資格が社会福祉施設長や生活相談員（生活指導員）、社会福祉協議会の福祉活動専門員など、一部の職種の任用基準として規定されています。民間の場合には、福祉系の学校卒業者以外の採用者に対し、社会福祉の知識を身につける目的で、認定講習会の受講を促すことがあります。

資格取得方法	①大学（短大を含む）で、厚生労働大臣の指定した科目を3科目以上修めて卒業する ②社会福祉主事の養成機関（大学・短大・専門学校など）、認定講習会（現職者対象）の課程を修了する ③社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者 ※厚生労働大臣の指定した科目 ■昭和25年～昭和56年卒業者 社会事業概論、社会保障論、社会事業行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、児童福祉論、社会学、心理学、社会事業施設経営論、社会事業方法論、社会事業史、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論、修身 ■昭和56年～平成11年卒業者 社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、精神薄弱者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論 ■平成11年～平成12年卒業者 社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、知的障害者福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉事業方法論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会調査統計、医学知識、看護学、精神衛生学、公衆衛生学、生理衛生学、栄養学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、協同組合論、法律学、刑事政策、犯罪学、医療社会事業論 ■平成12年～現在までの卒業者 社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論 （注1）この指定科目は、自らが大学等を卒業した年度において規定されていた指定科目名に基づいて該当するかを確認することになります。確認をする際は、自らが大学等で履修した科目の名称と、指定科目名とが原則一言一句同じでなければ履修したものとは認められません。 （注2）この指定科目については、各科目について読替えが行えます。科目の読み替え範囲については、厚生労働省のホームページで確認ください。

※社会福祉主事の任用条件を満たしているかについては、履修済科目が記載された大学の成績証明書及び卒業証明書によって証明します。国や自治体が発行する「資格証明書」はありません。

児童指導員任用資格

資格の種類	試 験	受験資格	通信講座
任用資格	な し	—	な し

〔こんなところで働きます〕 児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設など

子どもたちの健全育成をめざす児童福祉には、乳児や幼児の成長をサポートする保育という分野と、子どもたちの自立を指導・援助する分野の2つの側面があります。児童指導員は、家庭環境や心身に障害のある子どもたちを対象に、社会の一員として自立した生活を営むことが

可能になるように、日々の生活を指導・援助する福祉の専門職です。児童指導員任用資格は、児童福祉施設のほとんどの置かれている児童指導員に任用される者に求められる資格です。

主な資格要件	①地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ②社会福祉士の資格を有する者 ③精神保健福祉士の資格を有する者 ④大学の学部（大学院）で社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科（研究科）又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（短大は除く） ⑤高等学校を卒業した者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者 ⑥幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めた者 ⑦3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認定した者
--------	---

※児童指導員の任用条件を満たしているかについては、卒業証明書や実務経験証明書等によって証明します。国や自治体が発行する「資格証明書」はありません。

その他の資格

介護支援専門員(ケアマネジャー)

資格の種類	試 験	受験資格	通信講座
公的資格	あ り	あ り	な し

〔こんなところで働きます〕 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、居宅サービス事業所など

介護支援専門員とは、介護保険法に規定された職種で、介護保険のサービスを利用する方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状況等を考慮して、在宅又は施設において適切なサービスが利用できるように市町村、在宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。また、市町村の委託により要介護認定のための訪

問調査を行う場合もあります。介護支援専門員として仕事をするには、知事が実施する介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ知事が実施する実務研修（14日間延べ87時間の研修）を修了し、申請による介護支援専門員資格登録簿への登録を経て、介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。

受 験 資 格	①次の資格取得者で、5年以上かつ900日以上その資格に係る実務経験がある者 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士 ②生活相談員として、（地域密着型）特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）・（地域密着型）介護老人福祉施設において5年以上かつ900日以上相談援助業務に従事した者 ③支援相談員として、介護老人保健施設において、5年以上かつ900日以上相談援助業務に従事した者 ④相談支援専門員として、障害者総合支援法第5条第18項及び児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する計画相談支援、または、障害児相談支援業務に5年以上かつ900日以上従事した者 ⑤主任相談支援員として、生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立支援に5年以上かつ900日以上従事した者
試 験 内 容	筆記試験 介護支援分野…介護保険制度の基礎知識、要介護認定等の基礎知識、居宅・施設サービス計画の基礎知識等 保健医療福祉サービス分野…保健医療サービス分野の知識等、福祉サービスの知識等
試 験 日	（令和7年度の場合） 令和7年10月12日 申し込み期間／令和7年6月20日～7月4日
問 い 合 わ せ	登録および実務研修の受講について 石川県長寿社会課 〒920-8580 金沢市鞍月1-1 ☎076-225-1498 ホームページ https://www.pref.ishikawa.lg.jp/ 試験の実施について 社会福祉法人 石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター 〒920-0022 金沢市北安江3-2-20 金沢勤労者プラザ4階 ☎076-221-1833 ホームページ https://www.isk-shakyo.or.jp/

手話通訳士

資格の種類	試 験	受験資格	通信講座
公的資格	あ り	あ り	な し

〔こんなところで働きます〕 行政機関、聴覚障害者情報提供施設、聴覚障害者支援団体など

手話通訳士は、手話等で聴覚障害者と聴者とのコミュニケーションを支援する手話通訳者の公的資格です。聴覚障害者が病院や役所などへ出かける時の付き添いや講演会などで、音声言語・手話言語間の通訳をします。最近では、

行政機関や聴覚障害者情報施設で手話通訳士を採用する場合も徐々に増えてきていますが、多くは聴覚障害者情報提供施設（県聴覚障害者センター）や各市町の登録手話通訳者として依頼があったときに活動しています。

主 質 格 取 得 方 法	手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格することが必要です。 受験資格は20歳以上の者で、試験科目は(1)学科試験、(2)実技試験があります。
問 い 合 わ せ	社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター 〒153-0053 東京都目黒区五本木1-8-3 ☎ 03-6833-5004 ホームページ http://www.jyoubun-center.or.jp/

臨床心理士

資格の種類	試 験	受験資格	通信講座
民間資格	あ り	あ り	な し

〔こんなところで働きます〕 病院、精神保健センターなどの医療機関、学校等の教育機関、児童相談所、少年鑑別所、企業の診療所など

臨床心理士は、心に悩みや問題を抱えている方の援助を行う民間資格です。心理に携わる専門職（心理職）は、職場によって心理相談員、心理カウンセラー、心理判定

員などと呼ばれていますが、臨床心理士は、心理職に必要な知識を持っていることを証明する資格となります。

主 質 格 取 得 方 法	臨床心理士認定試験に合格することが必要です。 受験資格は、指定大学院を修了し、所定の条件を充足している者（修了後、心理臨床経験が必要な場合があります）等です。
問 い 合 わ せ	公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会 〒113-0034 東京都文京区湯島1-10-5 湯島 D&Aビル3階 ☎ 03-3817-0020 ホームページ http://fjcbcp.or.jp/

福祉の仕事に関する研修

1 介護職員初任者研修

(1) 介護職員初任者研修とは

介護職員初任者研修は、介護職として働く上で最低限の知識、技術を習得し、基礎的な介護業務を行うことができるようになることを目的とした研修で、平成25年4月から実施されています。

介護職員初任者研修の修了は、高齢者福祉施設や障害者福祉施設などの介護職員の募集要件として、今後、多くの施設で求められるようになることが予想されます。また、介護保険法に基づく訪問介護（高齢者宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介助及びその他の日常生活の支援を行う）に従事する訪問介護員として働く場合は、介護職員初任者研修の修了は必須となります。

(2) 介護職員初任者研修の受講について

都道府県知事が指定する研修実施機関で受講します。研修の日程、申込方法、受講の条件、費用等は実施機関によって異なりますので、各実施機関にお問い合わせください。

なお、ハローワーク（公共職業安定所）の「職業訓練」として行われる場合や、「教育訓練給付金」の申請を行うことで受講費用の一部が支給される場合があります。職業訓練や教育訓練給付金については、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

(3) 研修の内容等について

① カリキュラム

研 修 科 目	時 間 数	研 修 科 目	時 間 数
1. 職務の理解	6時間	6. 老化の理解	6時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9時間	7. 認知症の理解	6時間
3. 介護の基本	6時間	8. 障害の理解	3時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9時間	9. こころとからだのしくみと生活支援技術	75時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6時間	10. 振り返り	4時間
合 計			130時間

※「生活援助従事者研修」、「入門的研修」、「認知症介護基礎研修」、「訪問介護に関する3級課程」を修了している場合、科目の一部が免除されます。

② 全科目の修了時に1時間程度の筆記試験が課されます。

③ 施設等での実習を実施するかどうかは研修実施機関により異なります。

④ 研修の一部は通信教育での受講も認められます。通信教育で受講可能かどうかは研修実施機関により異なります。

(4) 介護職員初任者研修の修了者とみなされる方について

以下の研修の修了者及び資格所持者は石川県内において、介護職員初任者研修を修了したものとみなされます。

① 介護職員基礎研修の修了者

② 訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修1級課程または2級課程の修了者、居宅介護職員初任者研修課程の修了者

③ 保健師、看護師または准看護師の有資格者

④ 実務者研修の修了者

⑤ 居宅介護従業者養成研修1級または2級課程の修了者

※③～⑤の方については、県から修了証明書（みなし）の発行を受けることができます。

申請方法は県厚生政策課へお問い合わせください。（☎076-225-1419）

●研修事業者

実施機関	実施方法	所在地	電話番号
株式会社 emu	通学または一部通信	〒921-8151 金沢市窪7-364 伏見台ガーデンコート 西尾ビル506号室	076-214-6755
株式会社 ニチイ学館（金沢支店）	通学または一部通信	〒920-0869 金沢市上堤町1-12 金沢南町ビルディング2F	076-222-5177
学校法人 アリス国際学園	通学または一部通信	〒921-8176 金沢市円光寺本町8-50	076-280-1001
有限会社 石村商店	通学または一部通信	〒921-8002 金沢市玉鉾2-507	076-292-0501
株式会社 グレート	通学または一部通信	〒920-0853 金沢市本町1-5-1 リファール1F	076-262-9010
株式会社 日本教育クリエイト	通学または一部通信	〒920-0065 金沢市ニツ屋町8-1 アーバンユースフルビル2F	076-255-2231
財団法人 北國新聞文化センター	通 学	〒920-0919 金沢市南町2-1	076-260-3535
社会福祉法人 松寿園	通 学	〒923-0961 小松市向本折町ホ31	0761-22-0756
社会福祉法人 北伸福祉会	一部通信	〒920-0031 金沢市広岡2-1-7	076-221-1700
株式会社 建築資料研究社（日建学院 金沢校）	通 学	〒921-8043 金沢市西泉4-11 ラパーク金沢2F	076-280-6001
株式会社 グッドステーション	通学または一部通信	〒923-1121 能美市寺井町ニ28-1	0761-58-5100
一般社団法人 ケア・クリエイト	通学または一部通信	〒921-8043 金沢市西泉3-10 西田ビル3階	076-259-5581
社会福祉法人 希清軒傳六会	一部通信	〒920-0901 金沢市彦三町1-8-8	076-223-6611
株式会社 きずな	通 学	〒921-8005 金沢市間明町2-2 きずなビル2階	076-259-1258
合同会社 プラスぽぽぽ	通 学	〒923-0904 小松市小馬出町18	0761-48-4988
株式会社 Bmate	通 学	〒920-0022 金沢市北安江4-16-38	076-255-3277
株式会社 オネスティ	通 学	〒921-8025 金沢市増泉3-4-11	090-3276-3733
学校法人 清永学園（金沢福祉専門学校）	通学または一部通信	〒921-8164 金沢市久安3-430	076-242-1625
社会医療法人財団 董仙会 恵寿総合病院	通 学	〒926-8605 七尾市富岡町94	0767-52-3211
株式会社 大和	一部通信	〒923-0965 小松市串町35-17	0761-58-2116

※高校や大学等で実施され、受講対象者が限定されるものは除いています。

※研修の日程、申込方法、受講の条件、費用等は実施機関によって異なりますので、各実施機関にお問い合わせください。

※令和7年3月現在、石川県知事の指定を受けている実施機関を掲載しています。最新の情報は、石川県厚生政策課のホームページを確認ください。 石川県ホームページ（<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/>）

2 実務者研修

(1) 実務者研修とは

実務者研修は、平成28年度以降に介護福祉士国家試験を実務経験により受験する場合に受講が義務付けられています。（2ページの「介護福祉士」の資格取得ルートをご確認ください。）幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の他、介護福祉士に新たな役割として求められている認知症に対するケア・医療的ケア・権利擁護への対応など、実務経験だけでは十分に習得できない知識・技術を身に付けることを目的とした研修です。

実務者研修は、介護職員としてスキルアップしていく際に受講が必要となります。また、実務者研修の修了が、高齢者福祉施設や障害者福祉施設などの介護職員の募集要件となる場合があることも予想されます。

(2) 実務者研修の受講について

地方厚生（支）局長または都道府県知事（平成27年4月以降）が指定する研修実施機関で受講します。研修の日程、申込方法、受講の方法、受講の条件（介護職の実務経験が必要かどうか）、費用等は実施機関によって異なりますので、各実施機関にお問い合わせください。

なお、実施機関によっては、「教育訓練給付金」の申請を行うことで受講費用の一部が支給される場合があります。教育訓練給付金については、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

(3) 実務者研修の内容等について

① カリキュラムと受講免除について

無資格者は全てのカリキュラムの受講が必要となります。下表の研修を受講済みの方は、空欄の科目の受講が免除され、○印のついた科目のみ受講が必要です。

② 施設等での実習は原則ありません。

③ 受講の方法は昼間の通学課程、夜間の通学課程、通信課程（一部通学による授業あり）のいずれかとなります。（実施機関により異なります。）

④ 受講期間は6か月と想定されていますが、働きながらでも受講できるように、実施機関には、数年かけて受講できるような配慮が求められています。

※受講期間については、受講が免除される研修を受講済の場合、期間が短縮される場合があります。

⑤ 実務者研修の修了者は介護福祉士国家試験の実技試験の受験が免除されます。

教 育 内 容	実務者 研 修 時間数	受 講 が 免 除 さ れ る 研 修 名							そ の 他 受講が免除される研修
		介護職員 初任者 研 修	生活援助 従事者 研 修	介護に関する 入門的研修	訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修 1級	2級	3級	介護職員 基礎研修	
人間の尊厳と自立	5時間			○					
社会の理解Ⅰ	5時間			○					
社会の理解Ⅱ	30時間	○	○	○		○	○		
介護の基本Ⅰ	10時間			○			○		
介護の基本Ⅱ	20時間	○	○	○			○		
コミュニケーション技術	20時間	○	○	○		○	○		
生活支援技術Ⅰ	20時間		○	○					
生活支援技術Ⅱ	30時間		○	○			○		
介護過程Ⅰ	20時間		○	○			○		
介護過程Ⅱ	25時間	○	○	○		○	○		
介護過程Ⅲ	45時間	○	○	○	○	○	○		
発達と老化の理解Ⅰ	10時間	○	○	○		○	○		
発達と老化の理解Ⅱ	20時間	○	○	○		○	○		
認知症の理解Ⅰ	10時間					○	○		認知症実践者研修
認知症の理解Ⅱ	20時間	○	○	○		○	○		認知症実践者研修
障害の理解Ⅰ	10時間					○	○		
障害の理解Ⅱ	20時間	○	○	○		○	○		
こころとからだのしくみⅠ	20時間		○	○			○		
こころとからだのしくみⅡ	60時間	○	○	○		○	○		
医療的ケア	50時間	○	○	○	○	○	○	○	喀痰吸引等研修
実務者研修受講時間数	450時間	320時間	410時間	430時間	95時間	320時間	420時間	50時間	

※「医療的ケア」の科目は、講義50時間とは別に演習を修了する必要があります。

※上記以外でも「実務者研修認定研修」として地方厚生局に届け出た研修を受講した場合は、一部の科目の受講が免除される場合があります。

●研修事業者

実 施 機 関	実 施 方 法	所 在 地	電話番号
学校法人 アリス国際学園	通信または通学	〒921-8176 金沢市円光寺本町8-50	076-280-1001
学校法人 清永学園（金沢福祉専門学校）	通信または通学	〒921-8164 金沢市久安3-430	076-242-1625
株式会社 ほがらか	通信または通学	〒920-0226 金沢市栗崎町2-414	076-237-3847
公益財団法人 介護労働安定センター石川支部	通 信	〒920-0907 金沢市青草町88 近江町いちば館5	076-260-1561
有限会社 石村商店	通 信	〒921-8002 金沢市玉鉾2-507	076-292-0501
一般社団法人 ケア・クリエイト	通信または通学	〒921-8043 金沢市西泉3-10 西田ビル3階	076-259-5581
社会福祉法人 北伸福祉会	通 信	〒920-0901 金沢市彦三町2-3-13	076-221-1700
学校法人 阿弥陀寺教育学園（国際医療福祉専門学校七尾校）	通 信	〒926-0816 七尾市藤橋町西部1	0767-54-0177
株式会社 BEING	通信または通学	〒923-0824 小松市軽海町ツ82-1	0761-47-1312
医療法人社団 向出医院	通 信	〒923-0825 小松市西軽海町1-47	0761-47-0222
株式会社 ドット	通 学	〒925-0033 羽咋市川原町エ178	0767-22-8222
社会福祉法人 眉丈会	通 信	〒929-1175 かほく市秋浜へ20-3	076-283-5610
株式会社 Bmate	通 信	〒920-0022 金沢市北安江4-16-38	076-255-3277
株式会社 きずな	通 信	〒921-8005 金沢市間明町2-2 きずなビル3階	076-259-1258

※研修の日程、申込方法、受講の条件、費用等は実施機関によって異なりますので、各実施機関にお問い合わせください。

※令和7年3月現在、石川県等の指定を受けている実施機関を掲載しています。最新の情報は、石川県厚生政策課へお問い合わせください。（☎076-225-1419）

※受講期間は6か月と想定されていますが、働きながらでも受講できるように、実施機関には、数年かけて受講できるような配慮が求められています。受講期間については、受講が免除される研修を受講済の場合、期間が短縮される場合があります。

3 生活援助従事者研修

(1) 生活援助従事者研修とは

生活援助従事者研修は、生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするため、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を習得することを目的に開催される研修です。

(2) 生活援助従事者研修の受講について

都道府県又は都道府県知事の指定する研修実施機関で受講します。研修の日程、申込方法等は実施主体にお問い合わせください。

(3) 研修の内容等について

① カリキュラム

研 修 科 目	時 間 数
1. 職務の理解	2時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	6時間
3. 介護の基本	4時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	3時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6時間
6. 老化と認知症の理解	9時間
7. 障害の理解	3時間
8. こころとからだの仕組みと生活支援技術	24時間
9. 振り返り	2時間
合 計	59時間

② 全科目の終了時に0.5時間程度の筆記試験が課されます。

●研修事業者

実 施 機 関	実施方法	所 在 地	電話番号
株式会社 emu	通学・一部通信	〒921-8151 金沢市窪7-364 伏見台ガーデンコート 西尾ビル506号室	076-214-6755
学校法人 アリス国際学園	通学・一部通信	〒921-8176 金沢市円光寺本町8-50	076-280-1001
株式会社 建築資料研究社(日建学院金沢校)	通学	〒921-8043 金沢市西泉4-11 ラパーク金沢2F	076-280-6001
株式会社 グッドステーション	一部通信	〒923-1121 能美市寺井町ニ28-1	0761-58-5100
一般社団法人 ケア・クリエイト	一部通信	〒921-8043 金沢市西泉3-10 西田ビル3階	076-259-5581

※研修の日程、申込方法等は実施機関にお問い合わせください。

※令和6年3月現在、石川県知事の指定を受けている実施機関を掲載しています。最新の情報は、石川県厚生政策課のホームページをご確認ください。石川県ホームページ (<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/>)

4 重度訪問介護従業者養成研修及び強度行動障害支援者養成研修

(1) 重度訪問介護従業者養成研修及び強度行動障害支援者養成研修について

石川県では、次の研修を実施しています。

① 重度訪問介護従業者養成研修

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者に対する入浴・排せつ・食事等の介護、及び外出時における移動中の介護（重度訪問介護）を行うために必要な知識や技術を習得することを目的として行われる研修です。

※主として、重度の知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対する重度訪問介護に従事する場合は、②強度行動障害支援者養成研修を受講してください。

② 強度行動障害支援者養成研修（行動援護従業者を養成するための研修）

知的障害または精神障害により自傷、他害など、危険を伴う行動を頻回に示す者に対して、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うために必要な知識及び技術を習得することを目的として行われる研修です。なお、強度行動障害を有する者に対し適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする基礎研修と、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする実践研修があります。

平成26年度まで実施していた行動援護従業者養成研修は、平成27年度より強度行動障害支援者養成研修に置き換わりました。

(2) 重度訪問介護従業者養成研修及び強度行動障害支援者養成研修の受講について

石川県が実施する研修を受講することになります。なお、介護職員初任者研修及び訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修の修了者は、居宅介護従業者として認められるため、石川県では、居宅介護従業者養成研修の実施はありません。

■ 重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程時間数：講義3時間・実習7時間 追加課程時間数：講義7時間・実習3時間）

実施機関	受講対象者	所在地	電話番号
石川県 (社会福祉法人 石川県社会福祉協議会福祉総合研修センター) *	県内に在住・勤務する者で現に重度訪問介護に従事している者、または今後従事することを希望する者	〒920-0022 金沢市北安江3-2-20 金沢勤労者プラザ4階	076-221-1833

■ 強度行動障害支援者養成研修（行動援護従業者を養成するための研修）

（基礎研修時間数：講義6.5時間・演習5.5時間 実践研修時間数：講義3.5時間・演習8.5時間）

実施機関	受講対象者	所在地	電話番号
石川県 (社会福祉法人 石川県社会福祉協議会福祉総合研修センター) *	障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者	〒920-0022 金沢市北安江3-2-20 金沢勤労者プラザ4階	076-221-1833

* () 内が実際の実施機関となります。

5 難病患者等ホームヘルパー養成研修

(1) 難病患者等ホームヘルパー養成研修とは

難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するために、難病に関する制度や疾患の知識及び難病患者に対する支援の方法を習得することを目的として行われる研修です。

(2) 難病患者等ホームヘルパー養成研修の受講について

石川県が実施する研修を受講することになります。

■ 難病基礎課程 I（時間数：4時間）

実施機関	受講対象者	所在地	電話番号
石川県 (石川県難病相談・支援センター) *	介護職員初任者研修課程の修了者または履修中の者及び介護福祉士	〒920-0353 金沢市赤土町ニ13-1 石川県リハビリテーションセンター内	076-266-2738

* () 内が実際の実施機関となります。

6 相談支援従事者研修

(1) 相談支援従事者研修とは

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得や困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより、相談支援に従事する者（相談支援専門員）の資質の向上を図ることを目的に開催される研修です。

相談支援専門員とは

障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）に基づく指定相談支援事業所において、障害者等の生活全般に係る相談、サービス等利用計画の作成に関する業務を担当し、利用者のアセスメント、サービスを提供する事業者の担当者会議を開催するなど、障害者の地域生活全般を総合的に支援します。

なお、実際の業務に従事するためには、障害者の支援に従事した一定期間以上の実務経験が必要です。

(2) 相談支援従事者研修の受講について

石川県が実施する研修を受講することになります。

■相談支援従事者初任者研修（時間数：講義・演習42.5時間・実習）

実施機関	受講対象者	所在地	電話番号
石川県 （社会福祉法人 石川県社会福祉協議会福祉総合研修センター）*	相談支援に従事しようとする者（サービス管理責任者に従事しようとする者は、講義部分2日間の受講が必要です。）	〒920-0022 金沢市北安江3-2-20 金沢勤労者プラザ4階	076-221-1833

■相談支援従事者現任研修（時間数：講義・演習24時間・実習）

実施機関	受講対象者	所在地	電話番号
石川県 （社会福祉法人 石川県社会福祉協議会福祉総合研修センター）*	現に相談支援専門員として従事している者（5年に1度修了する必要があります。）	〒920-0022 金沢市北安江3-2-20 金沢勤労者プラザ4階	076-221-1833

■主任相談支援専門員養成研修（時間数：講義・演習30時間）

実施機関	受講対象者	所在地	電話番号
石川県 （社会福祉法人 石川県社会福祉協議会福祉総合研修センター）*	地域の相談支援体制において中核的な役割を果たす相談支援専門員	〒920-0022 金沢市北安江3-2-20 金沢勤労者プラザ4階	076-221-1833

■相談支援従事者専門コース別研修（時間数：研修内容により適宜設定）

実施機関	受講対象者	所在地	電話番号
石川県 （社会福祉法人 石川県社会福祉協議会福祉総合研修センター）*	現に相談支援専門員として従事している者等	〒920-0022 金沢市北安江3-2-20 金沢勤労者プラザ4階	076-221-1833

*（ ）内が実際の実施機関となります。

7 サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修

(1) サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修とは

障害者総合支援法等の適切かつ円滑な事業運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を養成することを目的に開催される研修です。

サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者とは

障害福祉サービス事業所等において、個々のサービス利用者の初期状態の把握や個別支援計画の作成、定期的な評価(モニタリング)などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を負い、サービスの質の向上を図るために配置されます。

なお、実際の業務に従事するためには、障害児者の支援に従事した一定期間以上の実務経験及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)の受講が必要です。

(2) サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修の受講について

石川県が実施する研修を受講することになります。

■ サービス管理責任者基礎研修及び児童発達支援管理責任者基礎研修 (時間数：講義7.5時間・演習7.5時間)

実施機関	受講対象者	所在地	電話番号
石川県 (社会福祉法人 石川県社会福祉協議会福祉総合研修センター) *	指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者、指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業者において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者(予定者含む)	〒920-0022 金沢市北安江3-2-20 金沢勤労者プラザ4階	076-221-1833

■ サービス管理責任者実践研修及び児童発達支援管理責任者実践研修 (時間数：講義・演習14.5時間)

実施機関	受講対象者	所在地	電話番号
石川県 (社会福祉法人 石川県社会福祉協議会福祉総合研修センター) *	サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事しようとする者又は現に従事している者(基礎研修修了者)	〒920-0022 金沢市北安江3-2-20 金沢勤労者プラザ4階	076-221-1833

■ サービス管理責任者更新研修及び児童発達支援管理責任者更新研修 (時間数：講義・演習13時間)

実施機関	受講対象者	所在地	電話番号
石川県 (社会福祉法人 石川県社会福祉協議会福祉総合研修センター) *	現にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等として従事している者	〒920-0022 金沢市北安江3-2-20 金沢勤労者プラザ4階	076-221-1833

* () 内が実際の実施機関となります。

8 知的障害者ガイドヘルパー養成研修

(1) 知的障害者ガイドヘルパー養成研修とは

知的障害のある方の外出を支援する際に必要な知識や技能を習得し、実際のサービス提供に活かしてもらうことを目的に開催される研修です。

※この研修は知的障害のある方の移動支援事業に従事する基準となります。

(2) 知的障害者ガイドヘルパー養成研修の受講について

石川県が実施する研修を受講することになります。

■ 知的障害者ガイドヘルパー養成研修 (時間数：講義8.5時間・実習3時間)

実施機関	受講対象者	所在地	電話番号
石川県 (石川県ガイドヘルプサービス連絡協議会) *	県内在住または通勤・通学の者で、障害者福祉に関心があり、今後、知的障害のある方のガイドヘルパーとして働く意欲のある者	〒924-0805 白山市若宮三丁目72-1	076-276-6453

* () 内が実際の実施機関となります。

9 障害者ピアサポート研修

(1) 障害者ピアサポート研修とは

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポートの活動の取組を支援することを目的に開催される研修です。

(2) 障害者ピアサポート研修の受講について

石川県が実施する研修を受講することになります。

■障害者ピアサポート研修

(時間数：基礎課程時間数：講義 4 時間・演習 4 時間、専門課程時間数：講義 4 時間・演習 5 時間)

実施機関	受講対象者	所在地	電話番号
石川県 (社会福祉法人 石川県社会福祉協議会福祉総合研修センター) *	県内の障害福祉サービス事業所等に雇用されているまたは雇用が見込まれる障害者およびピアサポーターと協働して支援を行う者、ピアサポート活動を行う者	〒920-0022 金沢市北安江 3-2-20 金沢勤労者プラザ 4 階	076-221-1833

* () 内が実際の実施機関となります。

10 放課後児童支援員認定資格研修

(1) 放課後児童支援員認定資格研修とは

放課後児童支援員認定資格研修は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や「放課後児童クラブ運営指針」に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通理解を得るため、職務遂行上の必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的に開催される研修です。

放課後児童支援員とは

放課後児童支援員は、放課後児童クラブにおける休息、遊び、自主的な学習、おやつ、文化的行事等を含む子どもの遊び及び生活の全般を通じた育成支援を行うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるように支援します。

(2) 放課後児童支援員認定資格研修の受講について

石川県が実施する研修を受講することになります。

■放課後児童支援員認定資格研修 (時間数：24時間)

実施機関	受講対象者	所在地	電話番号
石川県 (石川県放課後児童クラブ 団体連絡協議会) *	放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事している者、または従事しようとする者	〒920-8201 金沢市鞍月東2-1	076-255-1543

* () 内が実際の実施機関となります。

MEMO

令和7年度

<https://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料（1名あたり） 団体割引20%適用済／過去の損害率による割増適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン
保険金の種類			
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)
	入院保険金日額		6,500円
	手術保険金	入院中の手術	65,000円
		外来の手術	32,500円
	通院保険金日額		4,000円
	地震・噴火・津波による死傷		×
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)
	年間保険料		350円

商品パンフレットは
コチラから



(ふくしの保険
ホームページ)

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

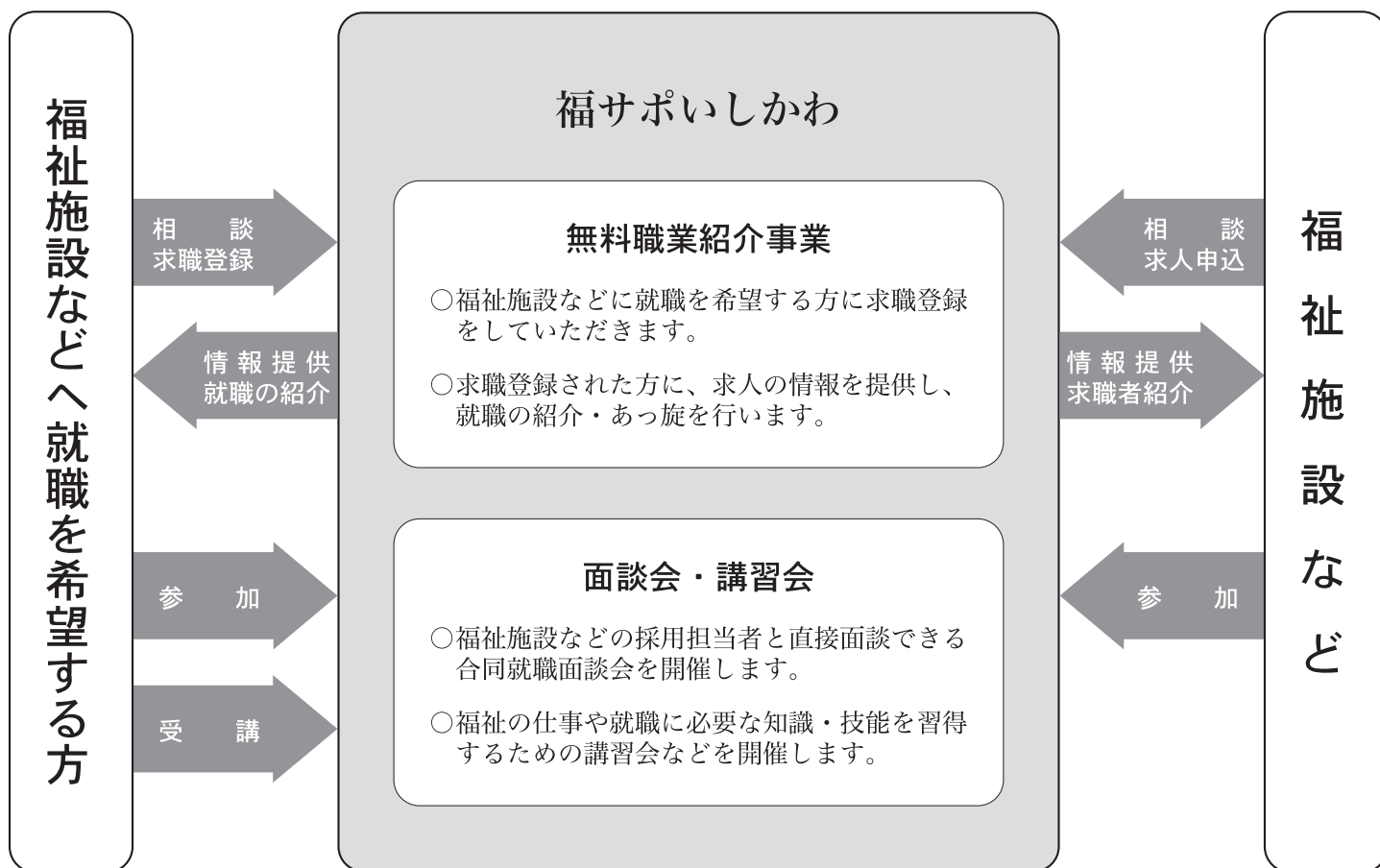
取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

石川県福祉の仕事マッチングサポートセンターのしくみ



お問い合わせは
ご利用時間は

☎ 076-234-1151

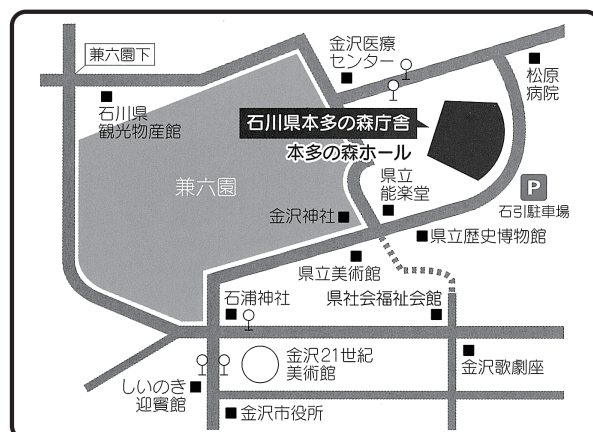
月～金 9:00～18:00

ただし、土・日・祝日・年末年始は休み



社会福祉法人 石川県社会福祉協議会
石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター

〒920-0935
金沢市石引4丁目17番1号
石川県本多の森庁舎1階
TEL 076-234-1151
FAX 076-234-1153



※車でお越しの場合は、庁舎向いの石引駐車場をご利用ください。(最大90分無料)

